

令和3年度米飯学校給食を通じた食育推進活動支援事業実施要項

(公財) 香川県学校給食会

1 趣 旨

県内の小学校、中学校及び特別支援学校が、学校給食の機会をとらえて、米を中心とした栄養バランスのとれた食生活の提案や県産農水産物を活用した地域の食文化に対する理解促進を図るなど、米飯学校給食を「生きた教材」として食育を推進している学校等へ必要な経費の一部を補助して、その支援を行う。

2 実施内容

- (1) 地域で生産される米の生産・流通・消費等に関する理解促進のための活動
- (2) 米と県産農水産物を組み合わせた栄養バランスのとれた食生活の提案のための活動
- (3) 地域の生産者や関係団体等と連携した稲作体験学習、米食調理実習等の実施
- (4) 米と地域の有機農産物に関する生産過程等の学習や調理実習等理解促進のための活動
- (5) 県産米粉を活用したパンの調理実習等、新しい米粉料理に関する理解促進のための活動
- (6) その他、米飯学校給食を通じた食育の推進に資する活動

3 実施方法等

区 分	内 容
実施期間	・ 補助決定通知日～令和4年2月末日
補助内容	・ 実施要項第2項の実施内容に掲げる食育推進活動に要する経費の一部を補助する。 ・ 対象となる経費（事業費）は、実施期間内に支出した経費で、1校当たり6万円以上とする。 ・ 補助は申請のあった中から5校（上限）を選定し、補助金の額は1校当たり6万円（定額）とする。
申込み方法と決定	・ 米飯学校給食を通じた食育推進活動支援事業の補助を希望する学校長は実施計画書（別紙様式1）を6月末までに、（公財）香川県学校給食会理事長に提出する。 ・ （公財）香川県学校給食会理事長は、実施計画書の内容を審査し、補助することが適当と認められる5校（上限）の学校長に補助決定通知書を送付する。

補助金の支払	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助が決定した学校長は、速やかに請求書（別紙様式2）を（公財）香川県学校給食会理事長に提出する。 ・ （公財）香川県学校給食会理事長は、請求書到着後10日以内に概算払いとして6万円を支払う。
実績報告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校長は事業が完了後、10日以内の実績報告書（別紙様式1）を提出する。 ・ 添付資料として、領収書の写し（1部）、会議資料（1部）、成果物（1部）、活動の様子を撮影した写真の写（10枚程度）を提出する。
補助額の確定通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ （公財）香川県学校給食会理事長は、学校長からの実績報告書により学校長へ補助額確定通知書を送付する。

4 事業の変更等について

- (1) 次に掲げる事業の内容等を変更する場合は、あらかじめ実施計画変更申請書（別紙様式1）を提出し、（公財）香川県学校給食会理事長から補助変更決定通知書を受けるものとする。
 - ① 事業費の20%を超える増減
 - ② 助成事業の廃止
- (2) 実施計画変更申請書は、変更後の事業内容及び経費の配分を容易に比較対象できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。
- (3) 事業内容等の変更により、支出経費が6万円以下になる場合は、（公財）香川県学校給食会理事長からの補助額の確定通知後、精算残金を速やかに返納するものとする。

5 その他

- ・ 他団体の補助金と重複する場合は、この補助は受けられません。